

別紙 1

1. 送客手数料

以下の出店者のクーポンに係る業態の区分に応じて、以下に定める A 又は B のいずれか低い金額（消費税別）とする。なお、計算上生じる小数点未満の数は切り捨てる。

No.	業態	業種例	A	B
(1)	アパレル	アパレル 靴 バッグ 服飾雑貨	送客 1 名当たり 1,000 円×送客数	送客された顧客による 出店者送客売上（税別 金額）の 10%相当額
(2)	生活雑貨	インテリア ファニチャー ハウスウェア 生活雑貨	送客 1 名当たり 500 円×送客数	送客された顧客による 出店者送客売上（税別 金額）の 10%相当額
(3)	日用品・食品	スーパーマーケット ドラッグストア グロッサリー カフェ パン・スイーツ	送客 1 名当たり 500 円×送客数	送客された顧客による 出店者送客売上（税別 金額）の 8%相当額
(4)	サービス	理容室 マッサージ	送客 1 名当たり 500 円×送客数	送客された顧客による 出店者送客売上（税別 金額）の 8%相当額
(5)	上記以外の業種	—	当社及び出店者が 別途協議の上、決定 する。	当社及び出店者が別途 協議の上、決定する。

以上